

一般社団法人日本ボクシング連盟医事委員会規程

(設置)

第1条

一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「本連盟」という。）は定款第41条の規定に基づき、医事委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条

委員会は、次の事項を審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) アマチュアボクシング競技力向上に関する医学的・科学的研究に関すること。
- (2) アマチュアボクシング振興に関する医学的・科学的研究に関すること。
- (3) アマチュアボクシング競技での事故防止、安全性向上に関する医学的・科学的研究に関すること。
- (4) アマチュアボクシング選手の健康管理、診療等体力・パフォーマンス向上を目的とした健診、測定、処方方針に関すること。
- (5) アマチュアボクシング競技会の医事運営に関すること。
- (6) アマチュアボクシングの指導者、コーチ、トレーナー、選手と委員等関係者の協力態勢の強化（代表合宿 代表の遠征の際の医事管理等）に関すること。
- (7) 国際ボクシング協会医事委員会との連携を密接にし、ルール、医科学に関する情報等を迅速に分析、国内の選手、指導者をはじめとする関係者に還元すること。
- (8) その他、アマチュアボクシング医事・医科学研究の推進に関すること。

(委員)

第3条

委員会は、理事委員、委員、および特別委員をもって構成し、会長が委嘱する。

- (1) 理事委員；医師免許を有する日本ボクシング連盟理事より選出。原則3名以内
- (2) 委員；都道府県連盟から推薦され該当ブロック連盟の承認・推薦、日本連盟理事会の承認を得た者
全国9ブロック連盟（北海道、東北、北信越、関東、東海、関西、中国、四国、九州）選出のブロック医事委員長9名が該当都道府県連盟から選出された委員の総括を行う。
- (3) 特別委員；特定の専門事項に関する実務・学術経験に富む人材を理事委員・ブロック医事委員長によって推薦、理事委員・ブロック医事委員長の3分の2以上の賛成によって選出する。特定の専門事項について委員会の委嘱によってその業務を行う。若干名

(役員)

第4条

委員会に次の役員をおく。委員長及び副委員長は、理事会にて選任し、会長が委嘱する。ただし、理事は専門委員会の委員長を兼務することができない。

委員長 1名 副委員長 若干名

第5条

委員長はブロック医事委員長による互選によって選出する。

2 副委員長は、委員長の推薦、理事委員・ブロック医事委員長の3分の2以上の賛成によって選出する。

原則2名以内

3 委員長、副委員長、理事委員、委員及び特別委員は、理事会の決議により、会長が委嘱する。

4 医事委員会事務局を置き、委員長が担当者を選任する。事務局は本委員会の事務全般を統括する。

第6条

委員長は、委員会を代表し会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第7条

委員の任期は定款第30条に規定する役員の任期に準ずる。ただし、再任を妨げない。

第8条

委員会は第3条の委員をもって構成し、委員長が招集して議長となる。

委員会は、毎年二回定期に開催するほか、次の場合に委員長の招集によって開催する。

1 緊急性のある調査審議事項が発生したとき。

2 その他、理事委員・ブロック医事委員長の1/3以上の具申があったとき。

第9条

委員会は、理事委員・ブロック医事委員長の2/3以上の出席をもって成立する。委員会の議事は、委員長を除く理事委員・ブロック医事委員長の過半数で決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。ブロック医事委員長を除く委員、特別委員は議決権を有さない。

ブロック医事委員長は担当ブロックで行われる全国大会を含む競技会の医事運営を円滑に行える様責任を持って最大限の努力を払う。

日本連盟医事委員は全員責任を持って本委員会の運営に寄与する。

第10条

緊急を要するため委員会に付議することが困難なときは会長の監督の下委員長がこれを決定することができる。

2 前項の場合においては、直次の委員会に報告して承認を受けなければならない。

第11条

会長、副会長、専務理事、各委員長は、委員会に出席して意見を述べることができる。都道府県医事委員は、委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(部会等)

第12条

委員会は、必要に応じて部会等を設けることができる。

(規程の変更)

第13条

この規程は、委員会において理事委員・ブロック医事委員長総数の3分の2以上の同意を得たのち、理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 1 本規程は、令和2年2月16日から施行する。